

守り育てようみんなの文化財



選定 宮津市上世屋の山村と里山景観



京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会では、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成22年3月23日付けで7件の文化財を指定、2件を登録、2件を選定しました。（詳細は以下の表のとおり）

この冊子では、今回指定登録等を行った11件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれからの指定等文化財保護のために行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまでの刊行物とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

平成22年 8月

平成21年度 指定・登録文化財等一覧

番号	区 分	区 別	名 称	員数	年 代	所 在 地	所 有 者
①	建 造 物	指 定	けん にん じ ほう とう 建仁寺法堂他	9棟	江 戸 時 代	東 山 区	けん にん じ 建仁寺
②		指 定	い づ せ じ ん じ ゃ 齋神社本殿	1棟	室 町 時 代	綾 部 市	い づ せ じ ん じ ゃ 齋神社
		小 計	2 件（指定 2）				
③	美 術 工 芸 品	指 定	けん ほん ち ゃ く し ゃ く ち ゃ く げ し ゃ う へ ん ぞ う づ 絹本着色弥勒下生変相図 「画文翰待詔李晟、至元三十一年甲午」 等の銘がある	1幅	高 麗 時 代 (13世紀)	左 京 区	み ょ う さん じ 妙満寺
④		指 定	けん ほん ち ゃ く し ゃ く ち ゃ く ち ゅ う ち ゅ う ぞ う 絹本着色虚堂智愚像 咸淳改元冬十二月の自賛がある	1幅	南 宋 時 代 (13世紀)	北 区	ぜ い ほう い ん 瑞峰院
⑤		彫 刻 指 定	も く ぞ う じ ゅ う い ち め ん かん の ん ぞ う 木造十一面観音坐像 「建保六年戊寅九月二日奉造立」 「大仏師僧寿賢」等の銘がある	1 軀	鎌 倉 時 代	舞 鶴 市	まん がん じ 満願寺
			ふ だ ん ち ゅ う ぞ う 不動明王 立像 木造 毘沙門天	2 軀			
⑥		歴 史 資 料 指 定	かめ やまぼり しりょう 亀山藩史料	198点	江 戸 へ 明 治 時 代	亀 岡 市	亀岡市 (亀岡市文化資料館保管)
⑦	考 古 資 料 指 定	あ べ かい せ い い ぶ ん ぼ し ゃ う づ じ ん 赤坂今井墳墓出土品	一括	弥 生 時 代	京 丹 後 市	京 丹 後 市 (京丹後市丹後古代の里資料館保管)	
		小 計	5 件（指定 5）				
⑧	無 形 民 俗 文 化 財	登 録	む が い し ゃ い あ ら い ぞ う ぼ ん ね ん ぶ つ 東一口の双盤念仏	－	－	久 御 山 町	保 護 団 体 あ ん ぞ う じ ぞ う ぼ ん ね ん ぶ つ 安養寺双盤念仏保存会
		小 計	1 件（登録 1）				
⑨	名 勝	登 録	ら く ち ゅ う ぞ う だ い え ん 楽々荘庭園	－	明 治 38 年 頃	亀 岡 市	個 人
		小 計	1 件（登録 1）				
⑩	文 化 的 景 観	選 定	あ ち ち ゅ り ん 向日市西ノ岡の竹の径・竹林景観	－	－	向 日 市	－
⑪		選 定	か み せ ち や 宮津市上世屋の山村と里山景観	－	－	宮 津 市	－
		小 計	2 件（選定 2）				
合計 11 件（指定 7 件、登録 1 件、決定 2 件、選定 2 件）							

おしらせ

平成21年度に下記の1件の京都府指定等文化財が国指定等文化財となりました。それに伴い、国指定等と同日付けで京都府の指定等が解除されたことをお知らせします。

有形民俗文化財

文化財の名称	所在地	保持団体	府指定	国指定
丹後の紡織用具及び製品	京都市上京区 (府立丹後郷土資料館保管)	京都府	平成2年4月17日	平成22年3月11日

=建造物=

建仁寺法堂、浴室、大鐘楼、小鐘楼、楽神廟、 西門、北門、向唐門、庫裏

建仁寺は臨済宗建仁寺派大本山で、山号は東山^{とうざん}と号します。建仁2年(1202)、日本に禅宗を招来した明庵栄西^{みょうあんえいさい}が創立したもので、京都における最初の禅宗寺院です。建武元年(1334)には五山に列せられ、至徳3年(1386)に五山制度が整備されると京都五山の第三位に位置づけられました。寺は度々火災に見舞われ、天文21年には伽藍のほとんどが焼失、元和から寛文年間にかけて、大鐘楼、浴室、南門(現在の北門)、向唐門、楽神廟、小鐘楼などが順次整備されました。

法堂は仏殿を兼ね、伽藍の中央軸線上に南面して建ちます。桁行五間、梁行四間、一重もこし付で、身舎部分には禅宗様三手先組物や扇垂木などの技法を用いた正統的な形式の禅宗様仏堂です。寺蔵文書によれば、享保21年(1736)から再建に着手、明和2年に上棟、文化2年まで引き続き工事、普請に長い期間を要したことが判明しています。

浴室は放生池の東に位置し、西面して建ちます。正面三間、側面五間の小規模なもので、内部は正面から待合・浴室・土間に三分され、浴室部分には蒸風呂形式の小風呂を、土間部分には井戸と竈、煙出しを設けています。数少ない禅宗浴室の一つで、意匠的にも優れた建物です。江戸時代中期に建築された小風呂が残存するなど、歴史的にも価値の高い建物といえます。

大鐘楼は法堂の東方にやや離れて建ちます。正面一間、側面二間、妻入の簡素な形式の鐘楼です。鬼瓦銘から元和8年(1622)の建立とみられますが、前身建物の柱や(仏殿・法堂の)礎石を転用して建築された可能性も考えられます。

小鐘楼は法堂の北東隅にあります。一間四方、妻入の小規模な鐘楼です。大鐘楼と同様の形式としていますが、より簡素な造りとなっています。寛文12年(1672)の建築と伝えます。

楽神廟は鎮守堂で、浴室の北側に位置し、西面して建ちます。見世棚造の社殿で、江戸時代前期の建築と考えられます。

西門は境内の西端、大和大路に面して設けられます。四脚門で和様を基調としています。文化年間に建築されたものとみられます。

北門は庫裏の東方、花見小路に面して北面して建ちます。装飾的な部材を用いない、簡素な高麗門で、寛永年間の建築と伝えます。



指定 建仁寺法堂 全景 (京都市東山区)



指定 建仁寺浴室 正面 (京都市東山区)



指定 建仁寺楽神廟 全景 (京都市東山区)



指定 建仁寺小鐘楼 全景 (京都市東山区)

向唐門は方丈前門で、方丈前庭の南側中央に南面して建ちます。禅宗様を基本とし各所に用いられた彫刻から、比較的華やかな建物で、寛文年間の建築と伝えています。

庫裏は方丈の東に位置し、南面して建ちます。切妻面を正面とする一般的な形式の禅宗庫裏で、五山寺院に相応しい大規模なものです。庫裏の西側、方丈との間には、南側に大玄関、その北に中坪を介して廊下が設けられています。大玄関は庫裏と同時期に建築されたもの、廊下は庫裏に遅れて建築されたものと考えられます。

以上のように、建仁寺では、天文の戦乱によって主要伽藍が焼失した後、江戸時代前期から後期にかけて多くの建物が建築されてきました。これらは、資金調達に苦慮する状況にありながらも、京都における最初の禅宗寺院、五山寺院として位置づけられた歴史を背景として、相応の規模や形式、配置等により、順次復興・整備されてきたものと考えられます。その結果、京都の五山寺院の中でも、比較的整った伽藍を現在に伝えることになりました。これらの建物が群として残ることは、建仁寺の境内と伽藍の変遷を考える上で重要であり、歴史的に価値が高いといえます。

齋神社本殿

齋神社は綾部市の東部、山家地域の由良川左岸に鎮座します。境内地は段丘上の水田に囲まれた環境にあり、南側に府道広野綾部線が、北側にJR山陰本線が通っています。

本殿は覆屋内に東面して建ちます。一間社流造の社殿で、全般的に簡素な意匠でまとめられていますが、妻太瓶束上に拳鼻付の出三寸を用いるなど、一部には特徴的な細部意匠もみられます。建築年代はこれらの様式からみて、室町時代中期の建立と考えられます。この建物は、縁廻り等により一部改造の痕跡も見られますが、全般的に当初の部材を良好に残しており、建立当初の姿を今に伝えています。丹波地方における一間社流造としては、古い遺構の一つであり中丹地域においては最古のものとして位置づけられ、この地域の神社建築の歴史を語る貴重な遺構の一つです。



指定 建仁寺西門 全景

(京都市東山区)



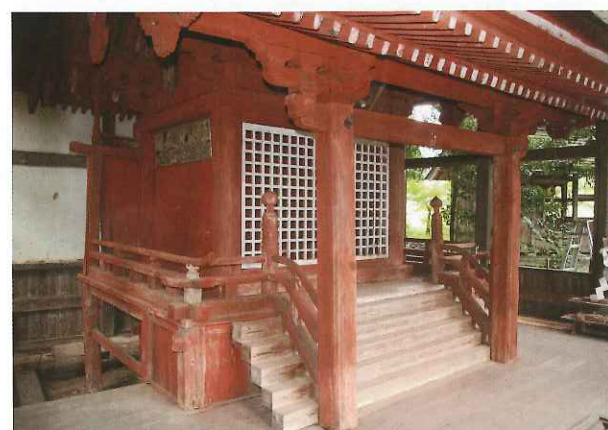
指定 建仁寺北門 背面

(京都市東山区)



指定 建仁寺庫裏 正面

(京都市東山区)



指定 齋神社本殿 全景

(綾部市)

=美術工芸品=

けんぽんちやくしよくみろくげしやうへんそうず
絹本著色弥勒下生変相図

「が ぶんかんたいしやうりせい しげん 画文翰待詔李晟、至元三十一年甲午こうご」等の

銘がある

一幅

本図は、釈迦入滅後五十六億七千万年の後、龍華樹下で成道し、説法する弥勒如来の下生の姿を描いた弥勒下生変相図です。『弥勒大成仏経』などの經典に基づいて、弥勒の功德を称える様々な説話的な場面が表わされています。多用される金泥と、赤と緑を基調とした厚手の彩色が特徴で、朝鮮半島で高麗時代に描かれた仏画の様式を示しています。本作が特に注目されるのは、画面最下部に書かれた金泥銘から、至元31年（1294）に高麗の宮廷画家李晟によって描かれたことが判明する点です。年代の判明する高麗仏画としては、世界でも三番目に古く、かつ高麗の宮廷画家の銘を持つ作品としては最古のもので、資料的にも極めて高い価値があります。なお、箱蓋裏には古筆鑑定家おおくらこうさい大倉好斎（1795～1862）の箱書があり、江戸後期に日本で鑑賞されていたことを示しています。

至元31年・忠烈王20年（1294）高麗時代、縦227.2cm、横129.0cm



指定 絹本著色弥勒下生変相図

一幅(妙満寺 京都市左京区)

けんぽんちやくしよく き どう ち ぐ ぞう
絹本著色虚堂智愚像

咸淳改元冬十二月の自賛がある

一幅

虚堂智愚は、育王山、径山など中国の名刹の住持を務めたことで知られる中国南宋時代の禅僧です。日本の大応国師南浦紹明が中国に渡った際に師事したため日本にその法系が伝えられました。南浦の弟子で大徳寺を開いた大燈国師や、さらにその弟子で妙心寺を開いたかんざん え げん関山慧玄らの祖師として、日本の大徳寺派や妙心寺派の臨済禅の中で極めて重要な位置を占めています。そのため、禅の影響を受けた日本の茶の湯の世界で、その墨跡が極めて珍重されてきました。

本作は、その虚堂智愚の頂相で、大徳寺塔頭瑞峯院に「流れ虚堂」の名称で伝来しました。細緻を極めた面部の優れた描写などに、南宋人物画の極めて高い技術が現れています。また、画面上部には特徴ある書体によって虚堂自らが墨書した賛文があり、数少ない虚堂自賛の頂相として貴重なものです。

咸淳元年（1265）南宋時代、縦113.0cm、横56.5cm



指定 絹本著色虚堂智愚像

一幅(瑞峯院 京都市北区)

もくぞうじゅういちめんかんのんざぞう
木造十一面観音坐像

「建保六年 戊寅九月二日奉造立」大仏師
僧寿賢等の銘がある

一 軀

不動明王 立像
木造 毘沙門天

二 軀

満願寺は、天和3年(1683)8月の『紫雲山満願寺縁起』によれば、僧弁円が長谷観音の夢告により伽藍建立の願を立て、建保6年(1218)に丹後国守の助成を受けて開いたと伝える古刹です。本尊十一面観音像は、両脚部の像底に記された銘記から、満願寺院主大法師弁円を願主として建保6年(1218)7月23日から9月2日の間に造立されたものと判明します。また、像内背面には「大仏師僧寿賢」と記され、作者名も判明する鎌倉前期の貴重な十一面観音坐像です。脇侍の不動明王像と毘沙門天像は、十一面観音坐像と同時に作られたものではありませんが、力強い筋肉の表現や躍動感ある造形に鎌倉前期彫刻の優れた特徴をよく示しています。平安後期頃から観音像の左右に不動明王・毘沙門天像を配する安置法が見られ、本二尊像も、中尊制作後ほどなくして三尊としての形式を整えるために造立されたものと推測され、当時の信仰の有様を伝える貴重なものです。

(木造十一面観音坐像)建保6年(1218)鎌倉時代、像高 135.1cm

(木造不動明王立像・毘沙門天立像)鎌倉時代、像高 100.4cm・108.5cm

かめやまはんしりょう 亀山藩資料

198点

亀山藩史料は、江戸時代に丹波亀山(現亀岡市)に置かれた譜代・亀山藩の家臣団に伝えられてきた、藩政や藩主及び家臣団に関する古文書・記録類です。寛延元年(1748)に丹波篠山(現篠山市)から入封し、明治維新まで藩主であった形原松平家治世期のものを中心としています。内容は、歴代の藩主の事績の記録や藩の法典「議定書」、家臣各家の系譜や、天明の京都大火のときの火消し役を勤めた記録などです。

亀山藩史料は、山陰方面から京都への入口にあたる要所に位置する亀山藩の実態がわかる史料として貴重なものです。江戸時代



指定 木造十一面観音坐像

一 軀

(満願寺 舞鶴市)



指定 亀山藩史料

(亀岡市、亀岡市文化資料館保管・写真提供)

あかさかいま い ふん ぼ しゅつどひん
赤坂今井墳墓出土品

一括

赤坂今井墳墓は、京丹後市峰山町赤坂にある弥生時代後期後半に築造された、この時期の丹後では最大の規模を誇る墳墓です。

墳頂部北側にある埋葬施設からは、勾玉と管玉とを連ねた頭飾りと垂飾具（耳飾り）とが、被葬者の頭にあたる位置から出土し、頭部に装着した状態で葬られたことがわかりました。

また、一緒に出土した土器のなかには、東海地域の影響がみられるものが含まれていました。

赤坂今井墳墓は、交易を背景に丹後地域を中心に広く支配圏を形成した首長の墳墓と考えられ、出土品は、弥生時代後期後半の丹後地域社会の様相を明らかにする、極めて貴重な遺物です。弥生時代



指定 赤坂今井墳墓出土品 出土土器



指定 赤坂今井墳墓出土品

（京丹後市、京丹後市丹後古代の資料館保管）

=無形民俗文化財=

ひがしいもあらい そろばんねんぶつ

東一口の双盤念仏

保護団体:安養寺双盤念仏保存会

毎年3月17・18日以前の土・日曜日、久御山町東一口の安養寺で行われる春祭りに本尊である十一面観世音菩薩立像の開扉にあわせて演奏される民俗芸能です。双盤念仏とは、双盤と呼ばれる大型の伏鉦を撞木で打ちながら節をつけて念仏を唱和するものです。本堂外陣で本尊に向かって右側三間半のカネザ(鉦座)と呼ばれる演奏場所に10名が横一列に並んで演奏します。

当日は、カネザの一番下手に座るカシラ(頭)と呼ばれるリーダーの合図によって「大鉦」と「六字誂」の2曲が、「初夜(1日目:午後10時半)」「晨朝(2日目:午前5時)」「日中(同:午後1時半)」「日没(同:午後4時)」の計4回演奏されます。所作は各自右手に撞木を持ち、念仏に合わせて双盤の凸部分を叩きます。六字誂は大鉦よりも曲調が早く、10名が息を合わせて演奏することが難しいとされます。そのため、他の9名はカシラの合図を見逃さないよう常に注意を払うとともに、カシラは左肘を双盤の木枠にのせて少し上半身を前傾させる姿勢をとりながら演奏します。

東一口の双盤念仏は、双盤の打ち方や念仏の唱和に独特の強弱や速度があり、民間念仏信仰の形態を今に伝える民俗芸能として貴重です。また、府内で伝承されていた多くが廃絶していることから、山城地域を代表する民俗芸能として民俗的にも興味深い無形民俗文化財です。



登録 演奏のようす

(東一口の双盤念仏)



登録 双盤と撞木

(東一口の双盤念仏)

=史跡名勝天然記念物=

楽々荘庭園

明治時代の実業家で京都府議会議員や貴族院議員も勤めた田中源太郎(1853～1922)の邸宅である「楽々荘」は、JR亀岡駅の西方約500mの市街地に位置しています。

この邸宅の敷地には明治31年に建造された木造平屋建ての和館と煉瓦造2階建ての洋館など、国の登録有形文化財の建物があり、今回名勝として登録した庭園は、これらの建物の東側に広がる敷地に明治30年代後半に築造されたものです。園遊会などに使うため、建物に隣接して広く設けられた平坦な芝地は、明治期に興隆した日本近代庭園の特徴をよく表しています。一方、庭園東奥部に立石を用いて築かれた滝石組、池の中に大きく突出した形の出島、その出島から対岸へ渡された土橋、処々に配された重厚感ある石灯籠など、各所に施された意匠には日本古来の優れた庭園造形が見て取れます。

京都市内の南禅寺周辺には、国指定名勝の無鄰庵庭園や對龍山荘庭園など、明治から大正期にかけての高名な庭師小川治兵衛の手になる名園が多く残されていますが、この楽々荘庭園もそれらに匹敵する価値を持つ、近代日本庭園のひとつといえます。



=文化的景観=

向日市西ノ岡の竹の径・竹林景観

(平成22年3月23日選定)

向日市西ノ岡丘陵に広がる竹林では、近世以降孟宗竹の筍栽培が本格化し、付近で産する筍は特に乙訓地域を代表する名産品となっています。竹林景観は季節毎に行われている京都式軟化栽培と呼ばれる独特の作業によって様々に変化していきます。選定範囲は、京都府景観資産として平成20年11月10日に登録された「西ノ岡・竹の径 緑の散策路」で、全長約1.8kmの市道と竹林等計約9.8haで構成されています。向日市では、地元の竹産業振興協議会の協力を得て、「竹の径」と名付けられた散策路を整備し、案内板の設置も行われ、訪れる人も増えています。

向日市西ノ岡の竹の径・竹林は、伝統的で独特な筍栽培技術に支えられた府内の代表的筍生産地であり、竹林内には寺戸大塚古墳など貴重な文化財も残されている良好な文化的景観です。

宮津市上世屋の山村と里山景観

(平成22年3月23日選定)

宮津市上世屋(面積約670ha)は、丹後半島東側山間部に位置し、成相寺奥ノ院との伝承を持つ地域です。標高200mから350mの上世屋地区は、山間部の緩傾斜地に集落と水田等の耕作地が広がり、中世の城跡も残り、近世近代にかけて付近の中心集落でした。平成19年(2007)丹後天橋立大江山国定公園となり、第1種特別地域の大フケ湿原や「丹後上世屋内山京都府自然環境保全地域特別地区」等の希少な自然植生のほか、ブナやミズナラ等の二次林も残る里山の豊かな植生も高く評価されています。集落は主に入母屋造り・笹葺き屋根の民家で構成され、民俗技術として全国で唯一藤織りの紡織技術も残され、平成3年(1991)に京都府無形民俗文化財指定されています。平成21年3月京都府景観資産登録され、過疎化の進む現在、「NPO法人里山ネットワーク世屋」等の活動と、宮津市、京都府関係機関と大学の連携等の取組を加えて、住民とともに現在の景観維持に努めています。豊かで厳しい自然環境とともに形成された山村・里山景観は、自然と生活・生業が一体となった貴重な文化的景観です。



10月、竹林にフリワラが敷かれます。



11月、竹林の一角を掘ってツチイレをします。



12月、上世屋集落全景(北から)



9月、棚田と集落(北から)

一 京都府指定登録文化財等の保存修理事業 一

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために、京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づいて、京都府の指定登録等の文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保存活用等についての指導を行っています。

ここでは、平成 21 年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を紹介します。

区 分	件数	事業費（千円）	補助額（千円）
①建造物保存修理事業	13	223,489	37,511
②建造物防災設備事業	1	1,728	1,152
③美術工芸品保存修理事業	4	14,129	7,063
④無形民俗文化財保存事業	1	126	63
⑤史跡名勝天然記念物保存事業	1	1,165	582
⑥文化財環境保全地区保存事業	2	1,264	629
合 計	22	241,901	47,000

①建造物保存修理事業

平成 21 年度は継続 1 件、新規 12 件の保存修理事業を実施しました。

北真経寺は日像の開山になる日蓮宗寺院で、かつては檀林（学問所）とされた寺院です。正保 5 年（1654）建立の本堂は、昭和 58 年に府登録有形文化財に登録されました。

本堂は屋根の破損が甚だしくなり、雨漏りも随所に見られたため、本瓦葺の屋根とその骨組（小屋組）を中心とした修理事業を 2 か年継続で実施し、併せて自動火災報知設備を設置しました。



北真経寺本堂保存修理事業（向日市）

②建造物防災施設事業

平成 21 年度は新規 1 件の防災施設事業を実施しました。

相国寺は御所の北に寺地を構える臨済宗相国寺派の大本山で、開山堂ほか 9 棟が平成 19 年に府の指定有形文化財に指定されました。（指定文化財には、消防法の規定により自動火災報知設備の設置が義務付けられていますが、未設置であった）勅使門（慶長年間建立）及び総門（寛政 9 年（1797）建立）の 2 棟に自動火災報知設備を設置し、万が一の火災の際に早期発見ができるよう備えました。



相国寺勅使門・総門防災施設事業（京都市上京区）

③美術工芸品保存修理事業

本年度は、保存修理事業4件を実施しました。

古文書1件、歴史資料3件です。^{たいちゆう}袋中上人関係資料（京都市左京区檀王法林寺）は、浄土宗の僧侶袋中が琉球での布教を終え帰国する際に持ち帰ったと言われる琉球漆器のうち、黒漆塗飾棚と朱漆塗香合の2点の修理を完了しました。珍皇寺参詣曼荼羅（京都市東山区六道珍皇寺）は、桃山時代の精霊迎えの様子を描いたものです。絵解きなどで永年使用されたことにより、傷みがめだっておりますので、修理することとしました。2カ年継続事業。^{とくほうぜんけつ}特芳禅傑関係資料（^{りょうたんじ}亀岡市龍潭寺）は、龍潭寺の開山である特芳（1419～1506）に関わる資料のうち、自賛のある頂相の画絹に傷みがみられるため、修理を始めました。2カ年継続事業。



袋中上人関係資料美術工芸品保存修理事業
(黒漆塗飾棚)

④無形文化財保存事業

平成21年度、京都府指定無形文化財「上方舞（井上流）」の原田かつ子（芸名：井上かづこ）、弘田政枝（芸名：井上政枝）御両名の舞踊の映像記録作成について補助事業を行いました。

無形文化財には芸能（音楽、舞踊、演劇等）と工芸技術（陶芸、染織、漆芸、金工等）があります。無形文化財保存事業は、こうした分野において伝統技術を身につけた方々が表現されるものについて、文化財として保存をはかるものです。



⑤文化的景観保存修景事業

文化的景観保存修景事業では、

- ア 府選定文化的景観記載事項に係る調査及び測量、図化
 - イ 記録の作成及び刊行
 - ウ 説明板等の設置及び改修工事
 - エ 防災、便益管理施設の設置等の工事
- の内容について、市町村への補助事業を行っています。

平成21年度は、「京丹後市久美浜湾カキの養殖景観」について説明板を市内6箇所に設置し、「福知山市毛原の棚田景観」について説明板を2箇所設置するとともに、散策路整備を約190mに渡って実施しました。



京丹後市久美浜湾カキの養殖景観 説明板



福知山市毛原の棚田景観 説明板

歴史の面白さを我々に伝える遺品の一つに、歴史上の人物たちの肖像画があります。特に平安時代以来都の置かれていた京都には、歴史上の著名人たちを描いていて、芸術的にも優れた価値を持つ肖像画が数多く残されています。

肖像画を描くこと自体は、平安時代以前から行われていますが、ほとんどが仏教の祖師崇拝に基づく高僧像か、天皇や公家などの高貴な身分を持った人物を描いたものでした。従って、現存作例は限られた数しか伝わっていません。一説には、肖像を描くと、それが呪詛の道具などに使われると平安貴族は考えていたため、生前には肖像画を描かせなかったことが、現存作品の少ない理由とも言われています。多種多様な肖像画の制作を見るのは、鎌倉時代以降のことです。特に政権の中樞を担うようになった武家の人々は、積極的に肖像を描かせてその姿を後世に伝えるようになっていきました。ここでは、実際に武家の人々がどのような形で肖像画に描かれたのか、府の指定・登録品を通じて見ていくことにしましょう。

府の指定品である武家の肖像画の中で最も古いものは、福知山市天寧寺に伝わる絹本着色大中臣持実像です。大中臣氏は常陸国那珂氏の分流で、丹波国佐々木荘下山保の地頭職に補任されて以来当地に移り住みます。持実（生没年不詳）は、その六代目にあたる人物で、地頭として、また、天寧寺の大旦那として当地方で活躍したのみならず、在京して将軍に近侍していたことでも知られています。頭上には簪があり、本図は文安5年（1448）に持実の寿像（像主の生前に描かれた像）として制作されたこと、持実が早歌の名手であったことなどが判明します。造形的にも優れており、室町時代の丹波支配者の動向を伝える資料として高い価値があるものです。

同じ天寧寺には大永二年（1522）に天童寺の僧心翁等安が簪を施した、持実の子元実（生没年不詳）の肖像も伝わります。父同様、丹波の地頭として、また足利将軍の近習として活躍しており、特に父から受け継いだ早歌の名手として著名であったようで、当代一流の文化人であった三条西実隆の日記『実隆公記』に奥義を極めた詠唱家としてしばしば登場します。このように丹波の小領主の事績を二代にわたって伝えてくれる肖像画が揃って残されていることは、極めて価値のあることといえ



絹本着色大中臣持実像
天寧寺



絹本着色松井雲江像
龍潭寺

るでしょう。

亀岡市の龍潭寺には、元実とほぼ同じころに活躍した松井雲江の肖像画が伝わります。松井雲江（～1534）は、細川氏の被官（家老格とも伝えられる）で、足利義植の軍に加わり、船岡山合戦に戦功を立てたと言われています。龍潭寺は、その雲江が竜安寺の開山であった特芳禅傑をまねいて開いた寺です。この肖像画の特異な点は、雲江が十徳を着て、右手に杖を持ち、腰に二環の縄を吊るして立つという他に類のない姿で描かれているところです。これは、雲江が龍潭寺の裏山、龍潭山を巡見する姿を描いていると伝えられ、雲江の人となりを表わして大変興味深いものです。頭上には、妙心寺霊雲院の開山で龍潭寺の二世となった大休宗休が簪を寄せており、年紀から本像が享祿三年（1530）、すなわち雲江生前に制作されたことが判明します。室町時代の異色の武家肖像画として貴重なものです。

桃山時代になると武家の肖像画も描かれる人物が多様化します。木津川市山城町の西福寺に伝わるのは、天正十二年（1584）の簪を持つ紙本着色狛秀綱像です（京都府登録文化財）。狛氏は現在の上狛の地に当たる狛野庄を拠点としたいわゆる国人と呼ばれる土豪であり、山城国一揆などに加わっていたと推定されています。一揆解体後も狛野庄

に住み、領主への道を模索していましたが、天正五年（1577）七月十日付の「織田信長朱印知行宛行状」（個人蔵）により、この年織田信長によって狛郷内に知行を認められ、宿願を果たしたことが判明しています。画面を見ると、陰影や立体感を強調しない点に、桃山期の絵画の特徴が表れており、この時期になると、国人クラスの武将によっても肖像画制作が行われていたことを示す遺品として、興味深いものです。

久美浜町の宝泉寺には、若い男性の肖像画が残されています。文禄三年（1594）の賛を持つ絹本着色松井与八郎像がそれです。像主松井与八郎（1576～93）は近世肥後松井氏の初代とされる松井康之の子です。父康之は細川藤孝に仕え、細川氏の丹後入国に伴い、久美浜に館を置いて熊野郡を領しました。子孫は細川氏の熊本転封に伴い、八代に移り代々細川家の家老として幕末に至っています。与八郎はその嫡男として生まれ、賛によれば、父とともに文禄の役に参加し、数々の軍功を挙げたが病を得て帰国し、肥前名護屋で没しました。享年は18歳で、この像は、翌年その死を惜しんで描かれたものと考えられます。賛者は五山詩僧として名高い南禅寺二二六世の玄圃霊三で、秀吉の朝鮮出兵にも従軍し外交を司ったことでも知られます。父康之の母方の叔父にあたり、与八郎とは血縁にある人物です。作風の点では、南禅寺聴松院所蔵の重要文化財「細川蓮丸像」と細部の手法や文様表現に類似を見せ、両像に何らかの関係があることを示しています。若年の武士を描いた希少な例であり、また桃山期肖像画の中でも傑出した出来栄えの作品として価値のあるものです。

なお、久美浜町の宗雲寺には、与八郎の父松井康之（1550～1612）の肖像画が伝わっています。親子二代の像がゆかりのある久美浜の地に伝来したことも意義あることでしょう。

これまで男性の肖像画を見てきましたが、女性を描いた肖像画も存在します。京都市右京区の清涼寺に伝わる絹本着色徳川市姫像は、徳川家康の娘で伊達政宗の嫡男忠宗の許婚者でもあった市姫（1607～10）の肖像画です。早くに亡くなったようで、賛文に記された慶長15年閏2月12日の日付が没年月日であり、本像は夭折を惜しんで描かれた追慕像であると考えられています。作風は、精細を極めた衣や顔の表現から当代一流の画家の筆によるものと考えられ、摺箔の技法を表現した衣の文様は、画面に華やかさをもたらしています。

肖像画の中でも桃山以前の童子像の例は少なく、女兒像となると数点が知られているのみです。本図はその希少な作例の一つであり、優れた描写内容を併せ持った貴重なものです。

また、清涼寺にはもう一幅女性を描いた肖像画が伝わります。慶長20年5月7日の賛を持つ絹本着色渡辺正栄尼像です。渡辺正栄尼は、近江の永原氏の出身で、山城の豪族渡辺宮内登（昌ともつたえる）に嫁ぎました。大野大蔵卿局などとともに淀の方のそば近くに仕え、息子で槍の名手として知られる内蔵助紇とともに最後まで豊臣氏に従い、大坂夏の陣の大坂城落城直前に自刃するという数奇な運命をたどっています。本図の著賛年月日はまさにその没年月日にあたります。作風は容貌の繊細な表現や、衣の裾の処理などに徳川市姫像と共通する要素を見せており、同一筆者である可能性もあります。桃山期の女性肖像画の屈指の優品であり、歴史に翻弄される像主の運命を如実に伝える遺品として忘れることのできない作品です。

さて、このように武家の肖像画は歴史の様々な側面をわれわれに伝えてくれます。乱世を生きた彼らの肖像画は、歴史の表舞台とのつながりを見せて大変興味深いものがあります。優れた芸術作品としてだけでなく、貴重な資料としての価値もあり、今後とも大切に守り伝えていくことの重要性を改めて感じます。



絹本着色徳川市姫像
清涼寺



絹本着色渡辺正栄尼像
清涼寺

(平成22年6月1日現在)

(備考)

2. 建造物には、国宝と重要文化財の両者で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

種別 市町村	有形文化財											無形 文化財	民俗文化財		史 跡	名 勝	天 然 記念物	指定 登録 小計	知識 遺産 登録	重要 文化財	地 域 景観	合 計		
	建造物	美 術 工 芸 品								小計	有形		無形											
		絵画	彫刻	工芸	陶磁	古銭	書籍	図画	小計															
														指定									登録	指定
京 都 市	44	6	24	14	17	6	10	8	7	86	8			1	2	3	1	2	145	8	1	2		156
向 日 市	2	1												1		1			4	1			1	6
長岡京市		1	2	4			2	1		9							1		10	1	1			12
大山崎町		1			1					2									2	1				3
宇 治 市	7	3		3	1		2	3		9			1		1		2		20	3	2			25
城 陽 市		4		1					1	1	1		2						1	7	4			12
八 幡 市	5	2		1	2	1	1			5				1	1		1	1	13	3	2			18
京田辺市	1	5		2	1		1	1		4	2				1				6	7	6			19
木津川市	2	8	2	1	4	3	2	1		1	9	5				2		1	15	21	8			44
久御山町		1					1				1					2				4				4
井 手 町	1	1			1			1			1	1						1					1	8
宇治田原町		2			1					1					1				1	3	2			6
笠 置 町		2				1	1			2					1				2	3	1			6
和 束 町		1	2		1					3			2		1			1	4	4	1		1	10
精華 町		1			1					1				1					2	1	1			4
南山城村		2	2				1			2	1			1					3	3	1			7
亀 岡 市	2	6	1	2	2	2			3	10	2		1	1	3		3	1	16	13	7			36
南 丹 市	6	8	1	2	1	2	1	1		6	3			2	10	2		1	17	21	7			45
京丹波町	1	5	2	3	1	1		2		8	2			1	3			1	11	10	2			23
綾 部 市	6	7	1		1	2		1	1	4	2	1			3		1	1	13	12	5		1	31
福知山市	5	4	4		1	2	2	2	4		12	3	1	1	6	2		2	24	13	5		1	43
舞 鶴 市	6	2	2	1	2	1	3	2		9	2			1	11		2		17	16	3			36

重要文化財及び府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は含まない。

種別 区分	重要無形文化財								重要民俗文化財			重 要 文化 的 景 観	重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	選定保存技術			
	保 持 者								有 形	無 形	計			保持者		保持団体	
	芸 能				工 芸 技 術												
	各 個		総 合		各 個		総 合										
	件	人	件	人	件	人	件	人						件	人	件	人
全 国	39	58	12	12	41	55	14	14	210	266	476	19	86	45	50	29	31 (29)
京 都 府	3	3	0	0	10	11	0	0	5	10	15	1	7	18	19	7	7

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。

(1) 2府県以上にわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡、(史) 琵琶湖疎水 (史) 石のカタ古墳

(2) 地域を定めて指定したもので京都府に關係の深いもの (主な生息地) (特天) カモシカ (天) 小国鶏、(特天) オオサンショウウオ、

(天) イタセンバラ、(天) アユモドキ

4. 重要無形文化財及び選定保存技術の()内は、実人数と実団体数である。

市町村文化財保護条例の制定及び指定件数等状況

(平成22年5月1日現在)

市町村名		有形文化財										無形文化財	民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	文化全地 環境区	選定保存技術	合計	条例施行年月	備考
		建造物		美術工芸品									有形	無形								
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計											
京都市	指定	69	186	73	51	23	6	11	10	9	183		7		15	28	25	(9)	(327)	S57. 4. 1		
	登録	24	38	3	7	1		23		4	38		3	51	12	3	10		141			
	計	93	224	76	58	24	6	34	10	13	221		10	51	27	31	35		(468)			
向日市				2	8			5	7	1	23		1	1	2				27	S59. 9. 23		
長岡京市		5	25	8	5			6	7		26		1		4		4		40	S50. 7. 1		
大山崎町		5	5		1						1								6	S60. 4. 1		
宇治市		4	15	3	34	2	3		4	2	48	1			1		1		55	S44. 4. 16		
城陽市		5	11		10	2		3	3	2	20		1	1	3				30	S61. 4. 1		
八幡市				5	10			1	1		17						1		17	S60. 4. 1		
京田辺市					6				3		9			4	3				16	S50. 3. 24		
木津川市		6	7	3	9			4	10	1	27			1	2	3			39	H19. 3. 12		
久御山町				2	5	1					8						1		9	H 5. 3. 30		
井手町				1					1		2					1			3	H 7. 4. 1		
宇治田原町	指定	9	9		11		2		1		14		1		1	1	2		28	S48.10. 5		
	登録	1	1								0							1				
	計	10	10		11		2		1		14		1		1	1	2	29				
精華町					5						5								5	S63.12.27		
相楽東部広域連合											0								0	H21. 4. 1		
亀岡市		8	13	4	18	4	1		1		28		1	1	2		5		45	S43.12.23		
南丹市		17	25	2	39	11	2				54		1	2	1		9		84	H18. 1. 1		
京丹波町		3	3	2	13	4	4				23			4	7		9		47	H17.10.11		
綾部市		4	6	5	13	3	4	8			33			2					39	S40. 4. 1		
福知山市		28	35	25	42	17	4	12	3		103		2	11	4		18		166	S38. 6. 1		
舞鶴市		8	10	9	22	12	2	3	5	6	59		8	5	1	1	9		91	S38.10.17		
宮津市		6	6	8	16	3	2	2	2	1	34		10	4		1	6		61	S59. 4. 1		
京丹後市		11	11	15	12	11	3	1	9		51		1	3	17	1	11	(2)	97	H16. 4. 1		
与謝野町		7	7	6	17	10	3	1	3	1	41			4	6		3		61	H18. 3. 1		
伊根町		1	2								0		1	10					12	S60. 6. 29		
郡部指定計		127	190	99	297	80	30	46	60	14	626	1	28	53	54	9	78	(2)	0	978		
合計	指定	196	376	172	348	103	36	57	70	23	809	1	35	53	69	37	103	(11)	0	(1305)	条例制定市町村 26/26	
	登録	25	39	3	7	1	0	23	0	4	38	0	3	51	12	3	10		0	142		
	計	221	415	175	355	104	36	80	70	27	847	1	38	104	81	40	113	(11)	0	(1447)		



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは文化財愛護活動を全国に押し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（^{とぎょう}組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.28 守り育てようみんなの文化財

発行 京都府教育委員会
京都市上京区下立売通新町西入ル
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課
TEL (075) 414-5901